

## 提出書類（様式については宮田村景観条例施行規則による）

景観計画区域内行為届出書（[様式第 1 号](#)）と、以下に示す景観法及び宮田村景観条例に基づく書類を提出して下さい。

また、提出の際には該当区域の景観形成基準チェックシートにチェックをしていただき、届出書と一緒に提出をお願いいたします。

なお、届出に関する事項を変更しようとするときは、あらかじめ、景観計画区域内行為変更届出書（[様式第 2 号](#)）を提出してください。

### 【添付書類】

行為の種類	図書	
	種類	図書に明示する事項等
建築物の建築等又は工作物の建設等	位置図（縮尺 2,500 分の 1 以上）	方位、施工箇所、道路、目標となる土地建物
	配置図（縮尺 100 分の 1 以上）	方位、敷地境界線、敷地内の建築物等の位置及び規模、敷地に接する道路の位置及び幅員、植栽計画
	立面図（縮尺 50 分の 1 以上）	彩色が施された 2 面以上の図面（正面、側面等）、主要部分の仕上材及び色彩、開口部、附属設備、軒等の位置及び形状
	現況写真	行為地及び周辺の様子が分かるカラー写真（撮影方向を配置図に示すこと。）
開発行為等（土石等の採取又は鉱物の掘採を除く。）	位置図（縮尺 2,500 分の 1 以上）	方位、施工箇所、道路、目標となる土地建物
	現況図	方位、行為の法面、擁壁その他の構造物の位置、種類及び規模、植栽計画（都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 16 条第 4 項の規定に準じて作成すること。）
	土地利用計画図	
	造成計画平面図	
	造成計画断面図	
	擁壁の断面図	
現況写真	行為地及び周辺の様子が分かるカラー写真（撮影方向を平面図に示すこと。）	
開発行為等のうち土石等の採取又は鉱物の掘採	位置図（縮尺 2,500 分の 1 以上）	方位、施工箇所、道路、目標となる土地建物
	設計図又は施工方法を明らかにする図面（縮尺 200 分の 1 以上）	方位及び行為後の法面、擁壁その他の構造物の位置、種類及び規模、植栽計画（採石法（昭和 25 年法律第 291 号）による許可申請の添付図書に準じて作成すること。）
	現況写真	行為地及び周辺の様子が分かるカラー写真（撮影方向を設計図に示すこと。）

政令第4条第2号に規定する木竹の伐採	位置図(縮尺2,500分の1以上)	方位、施工箇所、道路、目標となる土地建物
	設計図又は施工方法を明らかにする図面(縮尺200分の1以上)	方位、伐採区域、伐採する木竹の種類及び高さ、伐採面積(斜面の長さ、延長)、伐採後の措置状況を示したもの
	現況写真	行為地及び周辺の状況が分かるカラー写真(撮影方向を設計図に示すこと。)
政令第4条第4号に規定する屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	位置図(縮尺2,500分の1以上)	方位、施工箇所、道路、目標となる土地建物
	設計図又は施工方法を明らかにする図面(縮尺200分の1以上)	方位、境界線、敷地に接する道路の位置及び幅員、集積又は貯蔵する位置、面積及び高さ、遮へい物の位置、種類、構造及び規模
	現況写真	行為地及び周辺の状況が分かるカラー写真(撮影方向を設計図に示すこと。)

(備考)

- 1 行為の規模が大きいため適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、村長が適切と認める縮尺の図面をもってこれらの図面に替えることができる。
- 2 色彩は、マンセル値(日本工業規格 Z8721 に定める色相、明度及び彩度の3属性の値)により表示する。
- 3 植栽計画とは、木竹の位置、種類、高さ及び本数をいう。